

有機農業の推進に関する基本的な方針（案）

（はじめに）

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものである。また、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものである。このため、農業者が有機農業に容易に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、生産・流通・消費それぞれの側面において有機農業の推進のための取組が求められている。

有機農業は、自然が本来有する生態系等の機能を活用して作物の健全な生育環境や病害虫の抑制を実現するものであるが、その一方、現状では、化学的に合成された肥料（以下「化学肥料」という。）及び農薬を使用する通常の農業に比べて、病害虫などによる品質・収量の低下が起りやすいなどの課題を抱えており、未だ取組は少ない。

また、有機農業により生産される農産物を利用する消費者や実需者の多くは、当該農産物を、「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択しており、有機農業についての消費者や実需者の理解は未だ十分とはいえない状況にある。

こうした状況を踏まえ、有機農業について、その推進の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体が、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て生産、流通、消費それぞれの側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることにより、我が国における有機農業の確立とその発展を目指すため、平成18年12月、有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）が施行された。

この有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、有機農業推進法に基づいて策定するものであり、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的な事項を定めたものであるとともに、都道府県の有機農業の推進に関する施策についての計画の基本となるものである。

今後は、基本方針に基づき、国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て有機農業の推進に取り組むものとする。

なお、基本方針は、平成19年度から概ね5年間を対象として定めるものとする。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とする有機農業は、現状では、病害虫の発生などによる品質・収量の低下がおこりやすい取組であるとともに、化学肥料や農薬を代替する技術の導入は多くの場合、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴う。

こうした有機農業の抱える課題を克服し、農業者が積極的に有機農業に取り組めるようにするため、有機農業に関する技術を確立・普及するための取組を強化するとともに、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。

2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進

有機農業は、現状では品質・収量の低下がおこりやすいなどの課題を有するものの、その生産物に対する潜在的な需要はあると考えられることから、農業者が有機農業による経営を安定して展開できるよう、需要を的確に捉えた販路の開拓に取り組むことが重要である。

また、有機農業により生産される農産物をさらに増加させていくためには、有機農業の取組を対象とする各種支援策を充実し、その積極的な活用を図るとともに、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）や農業団体等と、農産物の流通業者、販売業者又は実需者が連携・協力し、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用の拡大に取り組むことが必要である。

3 消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大しているなか、有機農業により生産される農産物の生産・流通量を拡大し、これらを消費者が容易に入手できるようにする必要がある。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、流通業者、販売業者、実需者及び消費者に対し、その生産、流通、販売に関する情報の提供が行われることが必要である。

さらに、有機農産物等の表示ルール・検査認証制度に基づく適正な表示を推進することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが重要である。

4 有機農業者その他関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、消費者の有機農業に対する理解の増進が重要であることから、食育や地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携の促進を図る必要がある。

5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、専ら、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを踏まえ、これらの者及び今後、有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要である。

また、有機農業は、現状では、その技術体系が十分に確立されておらず、有機農業による農産物の生産も未だ少ない中で、その推進に当たっては、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、農業者その他の関係者に対し、有機農業による農産物の生産、流通又は販売を画一的に進めることのないよう留意する必要がある。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

農業者が容易に有機農業に従事できるようにすること、農業者その他の関係者が積極的に有機農業による農産物の生産、流通又は販売に取り組めるようにすることなど有機農業推進法の基本理念に即し、有機農業の推進に当たっての国及び地方公共団体、農業者その他の関係者及び消費者の共通の目標として、設定することとする。

特に、現状では、有機農業は、その技術体系の確立とともに、国及び地方公共団体において有機農業の推進に向けた体制の整備等が重要であることを踏まえ、農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に目標の重点を置くものとする。

2 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業に農業者が容易に従事できるようにするためには、現状では、病害虫などによる品質・収量の低下が起りやすいなどの課題を有する有機農業について、こうした課題を克服した技術を確立することが不可欠である。

このため、有機農業に関する技術の開発・体系化を目標とする。具体的には、概ね平成23年度までに、試験研究機関独立行政法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術を適切に組み合わせること等により、安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系の確立を目指す。

(2) 有機農業に関する普及指導の強化

農業者等が有機農業に取り組むことができるようにするためには、地域で有機農業に関する技術及び知識の指導を受けることができる環境を整えていくことが重要である。

このため、有機農業に関する普及指導の強化を目標とする。具体的には、概ね平成23年度までに、国や都道府県の研修等を活用することにより、普及指導員による有機農業の指導体制を整備した都道府県の割合を100%とすることを目指す。

(3) 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進する必要があるが、有機農業に対する消費者の理解は未だ十分でない。

このため、有機農業に対する消費者の理解の増進を目標とする。具体的には、有機農業が、化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であることを知る消費者の割合について、概ね平成23年度までに50%以上とすることを旨とする。

(4) 都道府県における推進計画の策定と有機農業の推進体制の強化

現状では未だ取組の少ない有機農業を推進及び普及するためには、全国各地において、それぞれ農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得ながら基本方針に基づく取組を進める必要がある。また、有機農業推進法において都道府県は、基本方針に即して有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）を作成するよう努めることとされている。

このため、推進計画を作成・実施している都道府県の割合を概ね平成23年度までに100%とすることを旨とする。

併せて、全国各地において基本方針、推進計画に基づく取組を進めるため、有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間の団体等をはじめ、消費者、行政及び農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制が整備されている都道府県等の割合を、概ね平成23年度までに都道府県は100%、市町村は50%以上とすることを旨とする。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 有機農業者等の支援

(1) 有機農業の取組に対する支援

有機農業に必要な技術の導入を支援するため、国及び地方公共団体は、たい肥等の生産・流通施設などの共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律110号）に基づく持続性の高い農業生産方式の導入計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけ、導入計画の策定・実施に必要な指導・助言、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等による支援に努める。

また、平成19年度から実施する農地・水・環境保全向上対策を活用し、地域でまとまって、有機農業を含む環境負荷を大幅に低減する先進的な取組に対して、取組農業者にも配分可能な交付金等を交付することにより、有機農業者の支援に努める。

さらに、有機農業による地域農業の振興を全国に展開していくため、国は、そのモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興計画を策定した地域に対し、計画の達成に必要な支援を行うとともに、有機農業者、地方公共団体、農業団体及び有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証、習得の支援を行う。

(2) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、有機農業に取り組もうとする新規就農希望者が円滑に就農できるよう、全国及び都道府県における就農相談、道府県農業大学校や就農準備校等における研修教育の推進、就農支援資金の貸付けによる支援等に努める。

また、有機農業に取り組みたい新規就農希望者に対して適切な指導、助言が行われるよう、国及び都道府県は連携・協力して、国、地方公共団体及び農業団体の職員等を対象に、必要な情報の提供を行うとともに、有機農業の意義や実態、及び有機農業の取組を支援できる各種施策に関する知識、有機農業に関する技術等を習得させるため研修の実施に努める。

(3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

有機農業により生産される農産物について、その特色を活かした有機農業者による販売活動を支援するため、国及び地方公共団体は、農業団体等と連携・協力して、有機農業者に対し、有機農産物等の表示ルール・検査認証制度や生産情報公表農産物のJAS規格の活用、農産物の生産・出荷情報を流通・販売業者、実需者及び消費者に広く提供するネットカタログへの情報登録を積極的に働きかける。

また、直売施設やインターネットなどを利用した販売活動などに取り組む有機農業者についての情報を消費者等に提供するよう努める。

さらに、農産物直売施設等の整備を支援するとともに、相当程度の量でまとまって有機農業により生産される農産物を確保できる場合は、農業団体等と連携・協力して、流通・販売業者、又は食品製造業者や外食業者等の実需者と、有機農業者、農業団体等との意見交換や商談の場の設定、卸売市場流通における第三者販売・直荷引きの仕組みの適用などを通じ、有機農業者、農業団体等と、流通・販売業者や実需者との橋渡しに努める。

2 技術開発等の促進

(1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

国及び都道府県は協力して、有機農業者をはじめ民間団体等で開発、実践されている様々な技術を探索するとともに、これらの技術を適切に組み合わせること等により、品質・収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するため、当該技術の導入効果、適用条件を把握するための実証試験等に取り組む。

また、国は、有機農業の実態を踏まえ、既に取り組まれている有機農業技術の科学的解明や、これらを普及するために必要な技術の開発など、有機農業の推進に必要な研究課題を設定するとともに、研究の実施にあたっては、試験研究独立行政法人をはじめ、都道府県、民間、行政部局及び農業者等の参画を得て、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

地方公共団体においては、その立地条件に適応した有機農業に関する技術の研究開発、及び他の研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を地域の農業生産の現場に適用するために必要な実証試験等に取り組むよう努める。

(2) 研究開発の成果の普及

有機農業に関する有用な技術の研究開発の成果を普及するため、国及び地方公共団体は、研究開発の成果に関する情報の提供に努めるとともに、都道府県の普及指導センターを中心に、地域の実情に応じ、市町村、農業団体等の地域の関係機関や、有機農業者、民間の団体等と連携・協力して、農業者への研究開発の成果の普及に努める。

また、有機農業者及び今後、有機農業を行おうとする者に対し、新たな研究開発の成果、知見に基づく効果的な指導、助言が行われるよう、国及び都道府県は協力して、普及指導員に対する有機農業に関する研究開発の成果等にかかる技術及び知識を習得させるための研修内容、情報提供の充実を図るとともに、有機農業者等の技術ニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における研究開発に反映されるよう努める。

3 消費者の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、有機農業に対する理解と関心を増進するため、ホームページ、シンポジウムの開催、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じて消費者に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減など有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発に努める。

また、民間の団体等による消費者の理解と関心の増進のための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰、情報発信に取り組むとともに、消費者に対する有機農産物等の表示ルール・検査認証制度の普及啓発に努める。

4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進を図るため、食育や地産地消、農業・農村体験学習、都市農村交流などの活動と連携して、地域の消費者や児童・生徒、都市住民等が地域の豊かな自然環境の下で営まれる有機農業に対する理解を深める取組の推進に努める。

また、民間の団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰、情報発信に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通及び販売の動向などの基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、有機農業に関する優良な取組、その他有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、地方公共団体、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売に関わる団体、その他有機農業の推進に関わる民間の団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国及び地方公共団体は、有機農業の推進のための活動に自主的に取り組む民間の団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して効果の高い有機農業の推進のための活動を展開できるよう、相談窓口を

設置するなどの所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間の団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰、情報発信に努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、推進計画の策定を積極的に働きかけるとともに、その策定に必要な情報の提供や指導、助言に努める。

また、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策の策定・実施に関し、必要な指導、助言を行うとともに、地方公共団体の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、及び先進的な取組事例など有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

(1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業による農産物の生産、流通、消費といったそれぞれの側面から有機農業の推進のために必要な施策を総合的に講じることとされている。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、国は、これらの施策を担当する部局間の連携を確保する体制の整備に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

(2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、様々な民間の団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開しているなかで、これらの団体等と積極的に連携する取組が重要である。

このため、国は、全国、地方ブロックの段階において行政、農業団体等に加え、これらの者で構成する有機農業の推進体制を整備し、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

(3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、独立行政法人、都道府県の試験研究機関に加え、有機農業者をはじめとする民間の団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間の団体等と積極的に連携・協力することにより、技術の開発が効果的に行われることが期待できる。

このため、国は、全国、地方ブロックの段階において、試験研究機関のほか、行政・普及担当部局、農業者、農業関係団体等の参画を得て、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握するよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

2 有機農業者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、パブリックコメントの募集その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるように努める。

また、国は、有機農業による農産物の生産・流通・消費の動向を常に把握し、その進捗に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念と有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の作成時点での諸情勢に対応して作成したものである。

しかしながら、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、基本方針については、平成19年度から概ね5年間を対象として定めるものとするが、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。

委員提出意見

有機農業推進法に関する追加意見

茨城園研 小川吉雄

- 1)「有機農業と環境保全型農業を並列に考える」という意見が出されたが、私としては農水省が示された(p2)環境保全型農業の中に包含する方が、行政、研究、普及からもアプローチしやすいように思われる。並列にすると今までと同じように「特別なもの」的な扱われ方になり、面的な広がりも遅くなると思われる。有機農業のネットワークだけでは本来あるべき姿としての生態系と調和した農業にはなり得ない。
- 2)有機農業の研究は農法としての体系を中心に据え総合的に取り組む。個別技術の集大成では難しいのではないか。
- 3)この推進法の中で消費者や流通関係者に農業・農村の持つ多面的機能を理解してもらう仕組みを作り、農業の応援団になってもらうよう働きかける。
- 4)委員の皆さんが言われていることだが、有機農業を始め色々あって農法と表示が混乱してわかりづらい。関係者でもわかりづらいのだから体系的に図解して整理してほしい。
(肥培管理法を一つの農法とすればそこで収穫される農産物は自ずと表示と連動するように思われるが?)

平成 19 年 2 月 13 日

農水省生産局農産振興課『有機農業の現状と課題』（平成 19 年 1 月）

についての意見

全国有機農業団体協議会

代表 金子 美登



(1) 短時間の準備にもかかわらず良くまとまった資料になっていると思います。読んでみてたいへん参考になりました。とりまとめのご努力に謝意を表します。

(2) しかし、内容的にみるとこの文書は「環境保全型農業として把握された有機農業の現状と課題」であって、今回の有機農業推進法での基本方針立案の前提となる有機農業自体の「現状と課題」のとりまとめとしては不十分さがあるように感じられます。

この法律は、農水省がこれまで独自の施策としては有機農業推進を実施してこなかったという認識を踏まえて、議員立法として成立したものと理解しています。今回の資料を拝見して、農水省は有機農業の「現状と課題」を十分には把握されていないことを強く感じました。例えば、有機農業の生産、流通、消費についての基礎的数値も適切には把握されていないようです。私自身は、これまでの経過を踏まえるならばこれは致し方ないことと受けとめております。今回の審議会の基本方針審議はこの点を事実として率直に認識していくことから始めるべきではないでしょうか。

推進法には「調査の実施」が定められています。この定めに基づいて、まずは有機農業の現状と課題についてのしっかりとした調査を実施して欲しいと思います。農水省や都道府県の担当の皆さんも、有機農業の現場に足を運んで頂いて、これからの施策のあり方について、有機農業者と膝を交えて考えて頂ければと希望しております。

(3) 2 ページにある有機農業は「農水省が推進している環境保全型農業の一つの形態」という位置づけは、有機農業推進法に基づく基本方針を審議する審議会資料としては適切ではないと思います。基本方針の審議にあたっては、農水省は、有機農業推進法に基づいて、すなわち推進法で規定された4つの推進理念に基づいて有機農業を推進していくことをまずは明確にすべきでしょう。

そして、その政策推進と環境保全型農業推進政策、あるいは安全で良質な食料を国民に供給していくための政策等が相互に関連をもって並立していくものと考えます。それが法の建前ではないでしょうか。

(4) とすれば、この文書の前段には、日本における有機農業の出発と歩み、そしてそれに対する国としての政策対応の経過等についての簡潔な整理が必要だと思います。

これまでの政策対応についての整理に関しては、もちろん国としても有機農業推進にかかわる施策をそれなりに実施してきたことも事実だと思いますが、今回の推進法は、単にそれらの施策の継続と言うことではなく、従来の施策は不十分であったとの認識を前提として、新たな施策体系を構築していくことを求めて施行されたものと考えています。有機農業に関しては国の対応姿勢を推進の方向に切り替えて、新しい発想で施策を構築していくことが推進法が定めたことではないでしょうか。

「有機農業の現状と課題」はそうした方向での基本方針審議に資するものとして整理し直していただければと思います。

(5) 具体的なこととして、例えば 7 ページのこれまでの施策の説明に関しては、上述したようにこれまで国は有機農業推進を十分には実施してこなかった点を明確にすべきだと思います。本法が求めていることは、従来の政策を延長、充実ということだけでなく、従来十分には取り組んでこなかった有機農業推進施策を、新たに、独自に構築するということだと私は理解しています。従来の施策の延長だけ良いならば、今回の推進法は不要だったということになってしまうと思います。

また、8 ページ以降の「農地・水・環境保全向上対策」「持続性農業法」に係わる施策の説明に関しては、これらの施策が有機農業推進に資するものとなっているというよりも、本来、それらの施策と有機農業推進は密接に関連していくことが望まれているにもかかわらず、現実にはそれらの施策の対象から有機農業が事実上外されてしまっている点を直視すべきだと思います。技術開発に関しても有機農業推進を正面に掲げた研究開発は国の研究機関ではほとんど手がけられてきませんでした。こうした点も率直に認識した上で、有機農業推進基本方針の審議は始められるべきではないでしょうか。

(6) 26 ページの有機農業に関する政策課題に関しては、次回での審議課題かと思いますが、農水省の新たに構築する有機農業推進施策という枠組みにはなりきれていないように感じられました。26 ページの記されていることは従来の施策を寄せ集めたものに止まっているように感じられます。国としての有機農業推進の姿勢がまずは鮮明に示されるべきではないでしょうか。次回の審議会ではより踏み込んだ原案の提起を期待したいと思います。

平成 19 年 2 月 15 日

農水省生産局農産振興課『有機農業の現状と課題』（平成 19 年 2 月改訂版）に
ついての意見

委員 金子美登



改訂版資料を拝見しました。お忙しい中での改訂作業ありがとうございました。

たしかにいくつかの事項が補充されているとは思いますが、全体の構成は変更されておらず、有機農業推進法に基づく有機農業推進基本方針の審議の前提となる「有機農業の現状と課題」としては不十分かつ不適切なものと考えます。前回の意見書でも申し上げたとおり、これまで国は有機農業の現状について適切に把握する作業をされてこなかった訳ですから、まずそのことを率直に認識したうえで、有機農業の現状把握に取り組んでいくことを行政課題の最初に挙げていくべきだと思います。国や自治体の担当者各位にはお忙しいこととは存じますが、ぜひ有機農業の現場に足を運んでいただきたいと思います。現状調査については私ども有機農業者も協力していきたいと考えております。また、日本有機農業学会等の研究者の協力も得られることと思います。

有機農業推進法では有機農業を「環境保全・環境形成」「安全で良質の食べもの供給」「生産者と消費者の理解と連携」という3つの視点から位置付けています。本審議会での有機農業の理解も、本法に則してこの3つの視点、すなわち「環境」「食」「社会形成」の視点から総合的に進められるべきではないでしょうか。本法で規定している総合的施策という意味はここにあると思います。食料・農業・農村基本法や同基本計画も同様な視点で組み立てられていると思います。国民はこの3つの要素が同時に実現していく農業のあり方として有機農業への期待を寄せているのではないのでしょうか。こうした視点も今回の「現状と課題」からは十分には読みとれません。

以上のような意味から、この資料を基本方針審議の前提とすることには賛成しかねます。

「有機農業の現状と課題」への意見

平成19年2月15日

お送りいただいた「有機農業の現状と課題」のうち、特に最終ページの「有機農業の推進に向けた課題」の部分について、ご意見を申し上げます。

「1. 有機農業者等の支援」にかかる「課題」について

- 有機法成立以前の問題として指摘されていたことであるが、有機農業がまだまだ面的な広がりをもたないなかで、有機農業が農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援から排除される懸念がある。このため、特区のように一定の要件を満たす有機農業の取組み地域については、モデル的に農地・水・環境保全向上対策支援の対象とするなどの工夫も必要ではないか。
- また、有機法第5条（政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない）にもあるように、有機農業に関する実証圃の設置、研修・体験施設の設置、営農指導員の養成等にかかる費用について、予算措置が必要である。

「3. 消費者の理解と関心の増進」にかかる「課題」について

- 農業には、慣行栽培や環境保全型農業、有機農業など多様な生産方法があり、いずれも安全で安心な食料を安定的に供給していること、有機農業は環境保全型農業の一形態であり、食料の安全・安心と混同すべきでないこと、について消費者の理解を促進する必要がある。

以上